

広島県告示第八百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
呉市長	呉市中央四丁目一番六号	音戸居宅介護支援事業所	呉市音戸町高須三丁目七番一五号	平成二十二年九月三〇日
呉市長	呉市中央四丁目一番六号	音戸訪問看護ステーション	呉市音戸町高須三丁目七番一五号	平成二十二年九月三〇日